

和 解 調 書

- 1 事件の表示 平成20年(ネ)第235号, 平成20年(ネ)第392号
2 期 日 平成20年10月20日午後1時00分
3 場 所 広島高等裁判所第4部和解室
4 受命裁判官 曳野久男
裁判所書記官 瀧本浩士
5 出頭した当事者等 控訴人兼附帯被控訴人代理人 谷口玲爾
被控訴人[REDACTED]及び被控訴人
兼附帯控訴人[REDACTED]代理人 板根富規

手続の要領等

当事者間に次のとおり和解成立

当事者の表示

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

控訴人兼附帯被控訴人 株式会社シティズ
(以下, 「控訴人」という。)

同代表者代表取締役 若松一義

同訴訟代理人弁護士 谷口玲爾

同訴訟復代理人弁護士 釜風呂英嗣

広島市[REDACTED]

被控訴人 [REDACTED]
(以下, 「被控訴人[REDACTED]」という。)

広島県[REDACTED]

被控訴人兼附帯控訴人 [REDACTED]
(以下, 「被控訴人[REDACTED]」という。)

上記兩名訴訟代理人弁護士 板根富規

同 青 木 貴 央
同 森 友 隆 成
同 秋 田 智 佳 子

請 求 の 表 示

1 請求の趣旨

- (1) 控訴人は、被控訴人■■■■■に対し、221万1493円及びこれに対する平成18年7月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 控訴人は、被控訴人■■■■■に対し、361万4115円及び内金293万0536円に対する平成20年9月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 請求の原因

原判決（広島地方裁判所平成18年(ワ)第764号不当利得返還請求事件）に記載のとおりであるからこれを引用する。

和 解 条 項

- 1 控訴人は、本件解決金として、被控訴人■■■■■に対し217万0206円を、被控訴人■■■■■に対し225万8300円を、各々支払う義務があることを認める。
- 2 被控訴人■■■■■は、控訴人に対し、本件第1審判決に基づく仮執行により得た金員から前項の金員及び執行費用を差し引いた残金24万1134円を、平成20年10月31日限り、控訴人の三菱東京UFJ銀行草津支店の普通預金口座（口座番号「1093320」、口座名義「株式会社シテイズ^{カブシキガイシャシテイズ}」）に振り込む方法により支払う。振込費用は被控訴人■■■■■の負担とする。
- 3 被控訴人■■■■■は、控訴人に対し、本件第1審判決に基づく仮執行により得た金員から第1項の金員及び執行費用を差し引いた残金25万0923円を、平成20年10月31日限り、控訴人の三菱東京UFJ銀行草津支店の普通預金口座（口座番号「1093320」、口座名義「株式会社シテイズ^{カブシキガイシャシテイズ}」）に振り込む方法により支払う。振込費用は被控訴人■■■■■の負担とする。

- 4 被控訴人■■■■及び同■■■■（以下、兩名をあわせて「被控訴人ら」という。）は、控訴人に対し、控訴人が広島地方裁判所平成20年(モ)第72号強制執行停止決定申立事件について供託した担保（広島法務局平成20年度金第297号）の取消しに同意し、控訴人及び被控訴人らは、その取消決定に対し抗告しない。
- 5 被控訴人らは、いずれも、その余の請求を放棄する。
- 6 控訴人及び被控訴人らは、控訴人と被控訴人らとの間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は、第1, 2審とも各自の負担とする。

裁判所書記官 瀧本浩士

これは正本である。

平成20年10月20日

広島高等裁判所第4部

裁判所書記官 瀧本浩士

